

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

告 示	ページ
○字の区域及び名称の変更の届出 (市町村振興課)	1
○特定計量器の定期検査の実施(4件) (商工政策課)	1
○保安林の指定の予定 (治山林道課)	2
○保安林の解除(3件) (")	3
○平成22年度に県が発注する建設工事の特定調達契約に係る一般競争入札の参加者の資格等 (建設管理課)	3
○道路の区域変更 (道 路 課)	4
○道路の供用開始(2件) (")	4
○都市計画事業の事業計画の変更の認可 (都市計画課)	4
公 告	
○平成22年度前期技能検定試験の実施 (雇用労働政策課)	4
○平成22年度随時実施技能検定試験の実施 (")	7
○建設業法による処分 (建設管理課)	9
○都市計画の変更の案の縦覧 (都市計画課)	9
○平成22年二級建築士試験の実施 (建築指導課)	9
○平成22年木造建築士試験の実施 (")	9
高知県教育委員会規則	
◎へき地等学校等を指定する規則の一部を改正する規則	10
高知県選挙管理委員会告示	
◎告示(その病院の長、老人ホームの長、身体障害者支援施設の長及び保護施設の長を不在者投票管理者とする施設の指定)の一部改正 (2・18揭示)	14
○政治団体設立の届出	15
○政治団体異動の届出(2件)	15
○政治団体解散の届出	17

告 示

高知県告示第110号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定により、香美市長から次のとおり字の区域及び名称の変更について届出があった。

次の字の区域及び名称の変更は、平成22年4月1日からその効力を生ずるものとする。

平成22年3月2日

高知県知事 尾崎 正直

字の区域及び名称の変更

変 更 前			変 更 後	
大字	字	地番区域	大字	字
植田	鯉カ島	126の6、126の7、127の1、127の3から127の5まで、128、129の3、130の1、130の3	土佐山田町久次	鯉ケ島

備考 上記地番は、平成20年12月12日現在の登記簿による。

高知県告示第111号

計量法(平成4年法律第51号)第19条第1項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり行う。

平成22年3月2日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 指定の場所で行う定期検査
特定計量器の種類 非自動はかり、分銅及びおもり並びに皮革面積計

検査対象区域	検査の年月日	受付時間	検査の場所
津野町	平成22年7月5日	午後1時から午後3時30分まで	津野町役場
〃	平成22年7月6日	午前9時30分から午前10時まで	津野町立郷小学校
〃	〃	午前11時から午前11時30分まで	船戸多目的集会施設
〃	〃	午後1時から午後3時まで	津野町役場西庁舎
檮原町	平成22年7月7日	午前10時から午前11時まで	津野山農業協同組合旧松原事業所
〃	〃	午後1時から午後	檮原町役場

〃	平成22年7月8日	3時30分まで 午前10時から午前11時まで	津野山農業協同組合四万川事業所
檮原町及び津野町	平成22年7月9日から同年12月22日まで(日曜日及び土曜日並びに休日を除く。)	午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで	高知県計量検定所

- 2 特定計量器の所在場所で行う定期検査

- (1) 検査の区域
檮原町及び津野町
- (2) 検査の年月日
平成22年7月9日から同年12月22日まで(日曜日及び土曜日並びに休日を除く。)

高知県告示第112号

計量法(平成4年法律第51号)第19条第1項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり行う。

平成22年3月2日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 指定の場所で行う定期検査
特定計量器の種類 非自動はかり、分銅及びおもり並びに皮革面積計

検査対象区域	検査の年月日	受付時間	検査の場所
中土佐町	平成22年9月1日	午前10時30分から正午まで	中土佐町スポーツ文化センター
〃	〃	午後1時30分から午後3時30分まで	中土佐町役場大野見庁舎
〃	平成22年9月2日	午前9時から正午まで	中土佐町民交流会館
〃	平成22年9月3日から同年12月22日まで(日曜日及び	午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで	高知県計量検定所

	土曜日並びに休日を除く。）		
--	---------------	--	--

2 特定計量器の所在場所で行う定期検査

(1) 検査の区域

中土佐町

(2) 検査の年月日

平成22年9月3日から同年12月22日まで（日曜日及び土曜日並びに休日を除く。）

高知県告示第113号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり行う。

平成22年3月2日

高知県知事 尾崎 正直

1 指定の場所で行う定期検査

特定計量器の種類 非自動はかり、分銅及びおもり並びに皮革面積計

検査対象区域	検査の年月日	受付時間	検査の場所
四万十町	平成22年9月6日	午後2時から午後4時まで	四万十町大正健康管理センター
〃	平成22年9月7日	午前9時30分から午前11時30分まで	四万十町十和公民館
〃	〃	午後1時30分から午後3時30分まで	四万十町役場十和総合支所
〃	平成22年9月8日	午前9時から正午まで及び午後1時から午後2時まで	四万十町農村環境改善センター
〃	〃	午後3時から午後4時まで	四万十農業協同組合旧松葉川支所
〃	平成22年9月9日	午前9時30分から午前11時30分まで	四万十農業協同組合興津やさい集出荷場
〃	〃	午後1時30分から午後2時30分まで	四万十農業協同組合旧東又支所

〃	〃	午後3時から午後4時まで	四万十農業協同組合旧仁井田支所
〃	平成22年9月10日	午前9時30分から午前10時30分まで	志和漁業協同組合
〃	平成22年9月13日から同年12月22日まで（日曜日及び土曜日並びに休日を除く。）	午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで	高知県計量検定所

2 特定計量器の所在場所で行う定期検査

(1) 検査の区域

四万十町

(2) 検査の年月日

平成22年9月13日から同年12月22日まで（日曜日及び土曜日並びに休日を除く。）

高知県告示第114号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり行う。

平成22年3月2日

高知県知事 尾崎 正直

1 指定の場所で行う定期検査

特定計量器の種類 非自動はかり、分銅及びおもり並びに皮革面積計

検査対象区域	検査の年月日	受付時間	検査の場所
須崎市	平成22年9月13日	午前10時30分から正午まで及び午後1時から午後2時30分まで	多ノ郷公民館
〃	平成22年9月14日	午前10時30分から午前11時30分まで	上分公民館
〃	〃	午後1時30分から午後2時30分まで	浦ノ内公民館

〃	平成22年9月15日	午前10時30分から正午まで及び午後1時から午後2時30分まで	須崎公民館
〃	平成22年9月16日	午前10時30分から正午まで	〃
〃	平成22年9月17日から同年12月22日まで（日曜日及び土曜日並びに休日を除く。）	午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで	高知県計量検定所

2 特定計量器の所在場所で行う定期検査

(1) 検査の区域

須崎市

(2) 検査の年月日

平成22年9月17日から同年12月22日まで（日曜日及び土曜日並びに休日を除く。）

高知県告示第115号

次の森林を保安林に指定する予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により告示する。

平成22年3月2日

高知県知事 尾崎 正直

1 保安林予定森林の所在場所

高岡郡津野町黒川字丸山1023の1、1023の2、1024の1（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字丸山1023の1・1023の2・1024の1（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び津野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第116号

次の保安林を解除したので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成22年3月2日

高知県知事 尾崎 正直

1 解除に係る保安林の所在場所
香南市香我美町岸本字エノ丸1271の1(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的
潮害の防備

3 解除の理由
道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を高知県林業振興・環境部治山林道課及び香南市役所に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第117号

次の保安林を解除したので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成22年3月2日

高知県知事 尾崎 正直

1 解除に係る保安林の所在場所
香南市香我美町岸本字エノ丸1271の1(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的
名所又は旧跡の風致の保存

3 解除の理由
道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を高知県林業振興・環境部治山林道課及び香南市役所に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第118号

次の保安林を解除したので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成22年3月2日

高知県知事 尾崎 正直

1 解除に係る保安林の所在場所
安芸郡芸西村和食字叶木西濱林甲4649の1、甲4649の22、甲4649の23

2 保安林として指定された目的
潮害の防備

3 解除の理由

指定理由の消滅

高知県告示第119号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第1項の規定に基づき、平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に高知県が発注する建設工事(建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。)の契約で地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第4条に規定する特定調達契約に該当するものに係る一般競争入札(以下「一般競争入札」という。)に参加する者に必要な資格、資格審査の申請の方法等について次のとおり定める。

平成22年3月2日

高知県知事 尾崎 正直

1 一般競争入札に参加する者に必要な資格等

(1) 一般競争入札に参加することができる者は、一般競争入札の参加資格に関する審査(建設業法第27条の23に規定する経営事項審査を含む。以下「資格審査」という。)をし、高知県建設工事一般競争入札参加資格者登録名簿(以下「資格者登録名簿」という。)への登録を決定した者とする。ただし、知事が別に定める様式による建設工事一般競争入札参加資格審査申請書(以下「申請書」という。)を知事に提出する日において、次に掲げる事項のいずれかに該当する者は、一般競争入札に参加する資格を有しない。

なお、資格審査による格付は、行わない。

ア 希望する建設工事について建設業法に基づく建設業の許可を受けていない者

イ 申請書を提出する日の前日までに納期限の到来した国税、都道府県税又は区市町村税を滞納している者

ウ 手形又は小切手の不渡り事故を引き起こし、銀行当座取引を停止されている者

エ 破産者で復権を得ないもの

オ その他経営状態が著しく不健全であると認められる者

(2) 次に掲げる事項のいずれかに該当する者は、その者の申請により随時資格審査を行い、営業の同一性が認められるときは、資格者登録名簿に登録するものとする。

ア 資格者登録名簿に登録されていない者で、新たに一般競争入札に参加しようとするもの

イ 資格者登録名簿に登録されている者と他の資格者登録名簿に登録されている者又は資格者登録名簿に登録されていない者とが合併した場合

ウ 資格者登録名簿に登録されている個人が法人組織に変更した場合

エ 資格者登録名簿に登録されている者又は資格者登録名簿に登録されていない者が他の資格者登録名簿に登録されている者から営業の全部又は一部を譲り受けた場合

オ 資格者登録名簿に登録されている者が会社分割を行ったことにより、資格に関する営業を承継した(会社分割により新たに設立する会社に承継するときを含む。)場合

カ 資格者登録名簿に登録されている者や他の資格者登録名簿に登録されている者又は資格者登録名簿に登録されていない者などが中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)に基づく協業組合を設立した場合

(3) (2)のエ又はオに掲げる事項に該当する場合において、営業の一部を譲り渡した会社又は会社分割を行った会社が引き続き資格の一部を有するときは、当該営業の一部を譲り渡した会社又は会社分割を行った会社は、営業の一部を譲り受けた会社又は資格に関する営業を承継した会社と同時に資格審査を申請しなければならない。

2 資格審査の申請の方法

資格審査を受けようとする者は、申請書及び知事が別に定める様式による添付書類(以下「添付書類」という。)を知事に提出しなければならない。

3 申請書等に使用する言語

申請書及び添付書類の記載に使用する言語は、日本語とする。

4 申請書の変更の届出

申請書を提出した後、次に掲げる事項に変更があったときは、変更届(様式は、任意とする。)を直ちに知事に提出しなければならない。

(1) 営業所の名称又は所在地

(2) 商号又は名称

(3) 法人にあっては代表者の氏名、個人にあってはその者の氏名

(4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、営業に関する重要な事項

5 資格の取消し

知事は、資格者登録名簿に登録されている者が次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を取り消すものとする。

(1) 資格者登録名簿に登録された日以後に、1の(1)のア及びウからオまでに掲げる事項のいずれかに該当することとなったとき。

(2) 申請書及び添付書類の記載事項について故意に記載せず、又は虚偽の記載をしたとき。

(3) その資格を辞退したとき。

6 資格の再審査

次に掲げる事項に該当した者は、直ちにその旨を知事に報告しなければならない。この場合、その者の申請により、知事が別に定める資格の再審査を行うものとする。

(1) 会社更生法(平成14年法律第154号)による会社更生手続開始の申立てを行った者

- (2) 特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律(平成11年法律第158号)による特定債務等の調整に係る調停の申立てを行った者
 - (3) 民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続開始の申立てを行った者
- 7 資格の有効期間及び当該有効期間の更新手続
- (1) 資格の有効期間
資格者登録名簿に登録された日から平成23年3月31日までとする。
 - (2) 資格の有効期間の更新手続
(1)の資格の有効期間の更新を希望する者は、平成23年3月中に平成23年度の資格審査に関する告示をする予定であるので、当該告示に基づき必要な申請書及び添付書類を提出すること。

8 その他
平成16年8月高知県告示第543号(高知県建設工事競争入札参加資格審査要綱)、平成17年7月高知県告示第538号(高知県建設工事競争入札参加資格審査要綱の一部改正)、平成18年8月高知県告示第556号(高知県建設工事競争入札参加資格審査要綱の一部改正)及び平成19年8月高知県告示第492号(高知県建設工事競争入札参加資格審査要綱の一部改正)若しくは平成18年12月高知県告示第771号(高知県建設工事競争入札(高知県外に主たる営業所を有する建設業者)参加資格審査要綱)及び平成19年11月高知県告示第727号(高知県建設工事競争入札(高知県外に主たる営業所を有する建設業者)参加資格審査要綱の一部改正)に係る参加資格に関する審査の結果、高知県建設工事入札参加資格者名簿に登録されている者又は平成21年3月高知県告示第150号(平成21年度に県が発注する建設工事の特定調達契約に係る一般競争入札の参加者の資格等)に係る資格審査の結果、資格者登録名簿に登録されている者は、資格者登録名簿への登録を決定した者とみなす。この場合において、その者の一般競争入札の参加資格の有効期間は、高知県建設工事入札参加資格者名簿又は資格者登録名簿に登録された日から平成23年3月31日までとする。

高知県告示第120号
道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
その関係図面は、平成22年3月2日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成22年3月2日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 谷地日下停車場
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高岡郡日高村沖名字日ノ浦2114番1から高岡郡日高村沖名字石切ヶ端6349番1まで	前	5.7 }	116
	後	11.6 }	116
		24.9	

高知県告示第121号
道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。
その関係図面は、平成22年3月2日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成22年3月2日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 大豊物部
- 3 道路の区域

供用開始区間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
香美市物部町安丸字待場1125番から香美市物部町安丸字待場1122番口地先まで	16	平成22年3月2日

高知県告示第122号
道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。
その関係図面は、平成22年3月2日から2週間高知県土木部道路課及び高知県芸芸土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成22年3月2日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 佐喜浜吉良川
- 3 道路の区域

供用開始区間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
室戸市吉良川町字内馬路乙		

1989番8から室戸市吉良川町字内馬路乙1993番14まで	91	平成22年3月2日
-------------------------------	----	-----------

高知県告示第123号
都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。
平成22年3月2日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 施行者の名称
財団法人エコサイクル高知
- 2 都市計画事業の種類及び名称
平成18年12月高知県告示第777号高知広域都市計画ごみ処理場事業2号エコサイクルセンター
- 3 事業施行期間
平成18年12月5日から平成23年9月30日まで
- 4 事業地
(1) 収用の部分
変更なし
(2) 使用の部分
なし

公 告

職業能力開発促進法施行規則(昭和44年労働省令第24号)第66条第3項の規定により、平成22年度前期技能検定試験の実施について次のとおり公告する。
平成22年3月2日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 実施する等級、検定職種等
実施する等級並びに等級に応じ実施する検定職種及び作業は、次のとおりであり、実技試験及び学科試験によって行う。
(1) 一級及び二級職種
園芸装飾(室内園芸装飾作業)、造園(造園工事作業)、鑄造(鑄鉄鑄物鑄造作業)、金属熱処理(一般熱処理作業、浸炭・浸炭窒化・窒化処理作業、高周波・炎熱処理作業)、機械加工(普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、数値制御フライス盤作業、平面研削盤作業、円筒研削盤作業、心無し研削盤作業、マシニングセンタ作業)、放電加工(数値制御形彫り放電加工作業、ワイヤ放電加工作業)、鉄工(製缶作業、構造物鉄工作業)、建築板金(内外装板金作業、ダクト板金作業)、工場板金(曲げ板金作業、打出し板金作業)、めっき(電気めっき)

作業)、アルミニウム陽極酸化処理(陽極酸化処理作業)、仕上げ(治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業、機械組立仕上げ作業)、切削工具研削(工作機械用切削工具研削作業)、電子機器組立て(電子機器組立て作業)、電気機器組立て(配電盤・制御盤組立て作業)、産業車両整備(産業車両整備作業)、建設機械整備(建設機械整備作業)、婦人子供服製造(婦人子供注文服製作作業)、家具製作(家具手加工作業、家具機械加工作業)、建具製作(木製建具手加工作業、木製建具機械加工作業)、石材施工(石張り作業)、とび(とび作業)、左官(左官作業)、築炉(築炉作業)、ブロック建築(コンクリートブロック工事作業)、タイル張り(タイル張り作業)、畳製作(畳製作作業)、防水施工(ウレタンゴム系塗膜防水工事作業、アクリルゴム系塗膜防水工事作業、セメント系防水工事作業、シーリング防水工事作業、FRP防水工事作業)、内装仕上げ施工(プラスチック系床仕上げ工事作業、木質系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業)、熱絶縁施工(保温保冷工事作業)、サッシ施工(ビル用サッシ施工作業)、表装(表具作業、壁装作業)、塗装(建築塗装作業、金属塗装作業)、広告美術仕上げ(広告面ペイント仕上げ作業、広告面粘着シート仕上げ作業)、写真(肖像写真銀塩作業、肖像写真デジタル作業)、商品装飾展示(商品装飾展示作業)及びフラワー装飾(フラワー装飾作業)

(2) 三級職種

園芸装飾(室内園芸装飾作業)、造園(造園工事作業)、鋳造(鋳鉄鋳物鋳造作業)、金属熱処理(一般熱処理作業、浸炭・浸炭窒化・窒化処理作業、高周波・炎熱処理作業)、機械加工(普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、平面研削盤作業、マシニングセンタ作業)、建築板金(内外装板金作業)、工場板金(曲げ板金作業、打出し板金作業)、めっき(電気めっき作業)、仕上げ(機械組立仕上げ作業)、機械保全(機械系保全作業、電気系保全作業)、電子機器組立て(電子機器組立て作業)、とび(とび作業)、左官(左官作業)、内装仕上げ施工(プラスチック系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業)、塗装(金属塗装作業)、広告美術仕上げ(広告面粘着シート仕上げ作業)、商品装飾展示(商品装飾展示作業)及びフラワー装飾(フラワー装飾作業)

(3) 単一等級職種

塗料調色(調色作業)及び産業洗浄(高圧洗浄作業)

2 実施期日、実施場所等

(1) 実技試験

ア 実施期日

平成22年6月7日(月)から同年9月12日(日)までの間において、別途高知県職業能力開発協会が指定する日
イ 実施場所
別途高知県職業能力開発協会が指定する場所
ウ 手数料
検定職種ごとに次のとおりである。
(ア) 一級、二級、三級(高等学校に在学する者その他の別に定める者を除く。)及び単一等級職種

検定職種	実技試験の試験科目	手数料
園芸装飾	室内園芸装飾作業	16,500円
造園	造園工事作業	
鋳造	鋳鉄鋳物鋳造作業	
金属熱処理	一般熱処理作業	
	浸炭・浸炭窒化・窒化処理作業	
	高周波・炎熱処理作業	
機械加工	普通旋盤作業	
	数値制御旋盤作業	
	フライス盤作業	
	数値制御フライス盤作業	
	平面研削盤作業	
	円筒研削盤作業	
	心無し研削盤作業	
	マシニングセンタ作業	
放電加工	数値制御形彫り放電加工作業	
	ワイヤ放電加工作業	

鉄工	製缶作業	
	構造物鉄工作業	
建築板金	内外装板金作業	
	ダクト板金作業	
工場板金	曲げ板金作業	
	打出し板金作業	
めっき	電気めっき作業	
アルミニウム陽極酸化処理	陽極酸化処理作業	
仕上げ	治工具仕上げ作業	
	金型仕上げ作業	
	機械組立仕上げ作業	
切削工具研削	工作機械用切削工具研削作業	
機械保全	機械系保全作業	
	電気系保全作業	
電子機器組立て	電子機器組立て作業	
電気機器組立て	配電盤・制御盤組立て作業	
産業車両整備	産業車両整備作業	
建設機械整備	建設機械整備作業	
家具製作	家具手加工作業	
	家具機械加工作業	
建具製作	木製建具手加工作業	

	木製建具機械加工作業
石材施工	石張り作業
とび	とび作業
左官	左官作業
築炉	築炉作業
ブロック建築	コンクリートブロック工 事作業
タイル張り	タイル張り作業
畳製作	畳製作作業
防水施工	ウレタンゴム系塗膜防水 工事作業
	アクリルゴム系塗膜防水 工事作業
	セメント系防水工事作業
	シーリング防水工事作業
	F R P防水工事作業
内装仕上げ施工	プラスチック系床仕上げ 工事作業
	木質系床仕上げ工事作業
	鋼製下地工事作業
	ボード仕上げ工事作業
熱絶縁施工	保温保冷工事作業
サッシ施工	ビル用サッシ施工作業
表装	表具作業
	壁装作業

塗装	建築塗装作業	13,700円
	金属塗装作業	
広告美術仕上げ	広告面ペイント仕上げ作 業	
	広告面粘着シート仕上げ 作業	
写真	肖像写真銀塩作業	
	肖像写真デジタル作業	
商品装飾展示	商品装飾展示作業	
フラワー装飾	フラワー装飾作業	
塗料調色	調色作業	
産業洗浄	高圧洗浄作業	
婦人子供服製造	婦人子供注文服製作作業	

(イ) 三級職種(高等学校に在学する者その他の別に定
める者に限る。)

検定職種	実技試験の試験科目	手数料
園芸装飾	室内園芸装飾作業	11,000円
造園	造園工事作業	
鋳造	鋳鉄鋳物鋳造作業	
金属熱処理	一般熱処理作業	
	浸炭・浸炭窒化・窒化処 理作業	
	高周波・炎熱処理作業	
機械加工	普通旋盤作業	

	数値制御旋盤作業	エ 問題の公表
	フライス盤作業	
	平面研削盤作業	
	マシニングセンタ作業	
建築板金	内外装板金作業	
工場板金	曲げ板金作業	
	打出し板金作業	
めっき	電気めっき作業	
仕上げ	機械組立仕上げ作業	
機械保全	機械系保全作業	
	電気系保全作業	
電子機器組立て	電子機器組立て作業	
とび	とび作業	
左官	左官作業	
内装仕上げ施工	プラスチック系床仕上げ 工事作業	
	鋼製下地工事作業	
	ボード仕上げ工事作業	
塗装	金属塗装作業	
広告美術仕上げ	広告面粘着シート仕上げ 作業	
商品装飾展示	商品装飾展示作業	
フラワー装飾	フラワー装飾作業	

エ 問題の公表

実技試験の問題は、あらかじめ平成22年6月1日(火)に高知県職業能力開発協会に掲示して公表する。ただし、一部の職種については、公表しない。

(2) 学科試験
ア 実施期日
検定職種ごとに次のとおりである。
(ア) 一級、二級及び単一等級職種

検定職種	実施期日
造園 金属熱処理 産業車両整備 とび 築炉 防水施工 サッシ施工 塗装 産業洗浄	平成22年8月22日(日)
機械加工 鉄工 めっき アルミニウム陽極酸化処理 電子機器組立て 建設機械整備 婦人子供服製造 家具製作 建具製作 左官 畳製作 内装仕上げ施工 広告美術仕上げ 商品装飾展示	平成22年8月29日(日)
写真	平成22年9月1日(水)
園芸装飾 鋳造 放電加工 建築板金 工場板金 仕上げ 切削工具研削 電気機器組立て	平成22年9月5日(日)

石材施工 ブロック建築 タイル張り 熱絶縁施工 表装 フラワー装飾 塗料調色	
--	--

(イ) 三級職種

検定職種	実施期日
園芸装飾 造園 鋳造 機械加工 建築板金 工場板金 めっき 仕上げ 機械保全 電子機器組立て とび 左官 内装仕上げ施工 塗装 広告美術仕上げ 商品装飾展示 フラワー装飾	平成22年7月25日(日)
金属熱処理	平成22年8月22日

- イ 実施場所
別途高知県職業能力開発協会が指定する場所
- ウ 手数料
3,100円
- 3 受検の申請手続
(1) 提出書類
ア 技能検定受検申請書(知事が別に定めるものとする。)
イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面の写し
(2) 書類の提出先
高知市布師田3992-4(高知地域職業訓練センター内)
高知県職業能力開発協会
なお、郵送による場合は、書留郵便によるものとし、封筒

- の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書すること。
- (3) 書類の受付期間
平成22年4月5日(月)から同月16日(金)まで(郵送による場合は、平成22年4月16日付けの消印のあるものまで受け付ける。)
なお、受検する検定職種(作業)に応じて、受付期間内にインターネットで受検申請をすることができる場合がある。
- (4) 技能検定受検申請書の交付
技能検定受検申請書(以下「申請書」という。)の用紙及び受検案内は、高知県職業能力開発協会で作成する。
なお、申請書の用紙の郵送を求める場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱書すること。
- (5) 手数料の納付方法等
手数料は、申請書に添えて納付すること。
なお、実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、当該試験に係る手数料の納付は要しない。
受検申請を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも、手数料は返還しない。
- 4 合格者の発表等
実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者には、高知県職業能力開発協会が書面で通知し、技能検定に合格した者の受検番号は、平成22年10月1日(金)に高知県庁本庁舎1階の掲示板に掲示するとともに、高知県商工労働部雇用労働政策課ホームページ(<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/151301>)に掲載する。
なお、三級職種のうち同年7月25日に学科試験を実施する職種に係る技能検定に合格した者の受検番号については、同年8月27日(金)に高知県庁本庁舎1階の掲示板に掲示するとともに、高知県商工労働部雇用労働政策課ホームページ(<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/151301/>)に掲載する。
- 5 技能検定合格証書等の交付
一級又は単一等級の技能検定に合格した者には厚生労働大臣から、二級又は三級の技能検定に合格した者には高知県知事から、それぞれ合格証書が交付される。
また、技能検定に合格した者には、厚生労働大臣から合格した等級の技能士章が交付される。
- 6 その他
この技能検定について不明な点は、高知県商工労働部雇用労働政策課(電話番号088-823-9765)又は高知県職業能力開発協会(電話番号088-846-2300)に問い合わせること。
- ~~~~~
- 職業能力開発促進法施行規則(昭和44年労働省令第24号)第66条第3項の規定により、平成22年度随時実施技能検定試験の実施

について次のとおり公告する。

平成22年3月2日

高知県知事 尾崎 正直

1 実施する等級及び検定職種

実施する等級及び等級に応じ実施する検定職種は、次のとおりであり、実技試験及び学科試験によって行う。ただし、(1)に掲げる三級職種の試験については、当該職種に係る基礎一級又は基礎二級に合格した者に限り受検することができる。

(1) 三級

さく井、鋳造、鍛造、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、機械検査、ダイカスト、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、プリント配線板製造、冷凍空気調和機器施工、染色、ニット製品製造、婦人子供服製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製、家具製作、建具製作、紙器・段ボール箱製造、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、パン製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、ウェルポイント施工、表装、塗装及び工業包装

(2) 基礎一級及び基礎二級

さく井、鋳造、鍛造、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、機械検査、ダイカスト、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、プリント配線板製造、冷凍空気調和機器施工、染色、ニット製品製造、婦人子供服製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製、家具製作、建具製作、紙器・段ボール箱製造、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、パン製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、ウェルポイント施工、表装、塗装及び工業包装

2 実施期日、実施場所等

(1) 実技試験

ア 実施期日

平成22年4月1日(木)から平成23年3月31日(木)までの間において、別途高知県職業能力開発協会が指定する日

イ 実施場所

別途高知県職業能力開発協会が指定する場所

ウ 手数料

検定職種ごとに次のとおりである。

検定職種	手数料
さく井	16,500円
鋳造	
鍛造	
機械加工	
金属プレス加工	
鉄工	
建築板金	
工場板金	
めっき	
アルミニウム陽極酸化処理	
仕上げ	
ダイカスト	
機械保全	
電子機器組立て	
電気機器組立て	
プリント配線板製造	
冷凍空気調和機器施工	
染色	
ニット製品製造	
紳士服製造	
寝具製作	
帆布製品製造	
布はく縫製	
家具製作	
建具製作	
紙器・段ボール箱製造	
印刷	
製本	
プラスチック成形	
強化プラスチック成形	
石材施工	
パン製造	
ハム・ソーセージ・ベーコン製造	
水産練り製品製造	
建築大工	
かわらぶき	
とび	
左官	
タイル張り	
配管	
型枠施工	

鉄筋施工 コンクリート圧送施工 防水施工 内装仕上げ施工 熱絶縁施工 サッシ施工 ウェルポイント施工 表装 塗装 工業包装	
機械検査 婦人子供服製造	13,700円

エ 問題の公表

実技試験の問題は、あらかじめ受検申請者に公表する。ただし、一部の職種については、問題の全部又は一部を公表しない。

(2) 学科試験

ア 実施期日

平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間において、別途高知県職業能力開発協会が指定する日

イ 実施場所

別途高知県職業能力開発協会が指定する場所

ウ 手数料

3,100円

3 技能検定受検申請書の受付期間

平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間において、随時受け付ける。

4 技能検定受検申請書の請求先及び提出先

高知市布師田3992-4(高知地域職業訓練センター内) 高知県職業能力開発協会

なお、技能検定受検申請書(知事が別に定めるものとする。)の用紙の郵送を求める場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱書することとし、技能検定受検申請書を郵送する場合は、書留郵便によるものとし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書すること。

5 合格者の発表等

実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者には、高知県職業能力開発協会が書面で通知し、技能検定に合格した者には、高知県知事から合格証書が交付される。

また、三級の技能検定に合格した者には、厚生労働大臣から三級の技能士章が交付される。

6 その他

この技能検定は、外国人の技能実習制度に係る研修成果の評

価及び修得技能等の認定に活用するものである。

また、この技能検定について不明な点は、高知県商工労働部雇用労働政策課（電話番号088-823-9765）又は高知県職業能力開発協会（電話番号088-846-2300）に問い合わせること。



建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第2号の規定による処分をしたので、同法第29条の5第1項の規定により次のとおり公告する。

平成22年3月2日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 処分をした年月日
平成22年2月15日
- 2 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
高東環境技術株式会社
高知市榎山町12番3号
代表取締役 廣瀬 政孝
高知県知事許可（般-17）第5930号
- 3 処分の内容
建設業法第29条第1項第2号の規定による許可（土木工事業、とび・土工・コンクリート工事業、管工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、機械器具設置工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可）の取消し
- 4 処分の原因となった事実
高東環境技術株式会社の取締役は、自動車運転過失傷害及び道路交通法違反で、懲役10月（3年間刑の執行猶予）の刑が確定している（確定日：平成21年9月19日）ことが判明した。
このことは、建設業法第29条第1項第2号の規定に該当する。



都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間の満了の日までに県に意見書を提出することができる。

平成22年3月2日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 都市計画の種類
高知広域都市計画道路（1・3・1号浦戸東部道路）
- 2 都市計画を変更する土地の区域
変更する部分

南国市稲生字上ヒラソ及び字下ヒラソの各一部

- 3 都市計画の案の縦覧場所
高知県土木部都市計画課及び南国市役所
- 4 縦覧期間
平成22年3月2日から同月16日まで



建築士法（昭和25年法律第202号）第13条の規定による平成22年二級建築士試験を次のとおり行う。

なお、試験の実施に関する事務は、同法第15条の6第1項の規定に基づき、高知県指定試験機関である財団法人建築技術教育普及センターに行わせる。

平成22年3月2日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 受験資格
受験資格を有する者は、平成22年7月3日（土）において建築士法第15条各号のいずれかに該当する者とする。
- 2 受験の申込み手続等
 - (1) インターネットによる受験申込み
インターネットによる受験申込みについては、平成16年以降に二級建築士試験の受験申込みをした者のうち、試験の申込みに必要な個人情報の使用について、あらかじめ承諾をしている者に限り行うことができる。
ア 受験申込みの受付期間及び受付時間
(ア) 受付期間
平成22年4月1日（木）から同月7日（水）まで
(イ) 受付時間
受付を開始する日の午前10時から受付を終了する日の午後4時まで
イ 受験申込みの方法
財団法人建築技術教育普及センターのホームページ（<http://www.jaeic.jp/>）において、必要な事項を入力して申し込むこと。
 - (2) 受験申込書による受験申込み
ア 受験申込みの受付期間及び受付時間
平成22年4月12日（月）から同月16日（金）までの間の午前10時から午後4時まで受け付ける。
なお、郵送による場合は、平成22年4月16日付けの消印のあるものまで受け付ける。
イ 受験申込みの方法
(ア) 受験申込書の請求先
高知市本町四丁目2-15 高知県建設会館3階 社団法人高知県建築士会
(イ) 受験申込書の提出先
社団法人高知県建築士会に直接提出すること。ただ

し、やむを得ない事情があるときは、書留速達による郵送でも受け付ける。

- 3 試験の日時及び場所
 - (1) 試験の日時
ア 学科の試験
平成22年7月4日（日）午前10時から午後5時10分まで
イ 建築設計製図の試験
平成22年9月12日（日）午前11時30分から午後4時まで
 - (2) 試験の場所
高知市榎橋通二丁目11-6 高知県立高知工業高等学校
- 4 受験手数料
16,900円
- 5 合格者の発表
 - (1) 合格者は、平成22年12月2日（木）（予定）に発表する。また、合格者には合格通知書を送付し、不合格者には不合格の旨及び成績を通知する。
 - (2) 学科の試験の合格者にはその旨を通知し、不合格者には不合格の旨及び成績を通知する。
- 6 その他
 - (1) 建築設計製図の課題は、平成22年6月9日（水）（予定）から財団法人建築技術教育普及センター中国四国支部及び社団法人高知県建築士会の事務所に掲示するとともに、学科の試験の場所において掲示する。
 - (2) 受験に際し、身体に障害があるため特に何らかの措置を希望する者は、あらかじめ受験申込時にその旨を申し出ること。



建築士法（昭和25年法律第202号）第13条の規定による平成22年木造建築士試験を次のとおり行う。

なお、試験の実施に関する事務は、同法第15条の6第1項の規定に基づき、高知県指定試験機関である財団法人建築技術教育普及センターに行わせる。

平成22年3月2日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 受験資格
受験資格を有する者は、平成22年7月24日（土）において建築士法第15条各号のいずれかに該当する者とする。
- 2 受験の申込手続等
 - (1) インターネットによる受験申込み
インターネットによる受験申込みについては、平成16年以降に木造建築士試験の受験申込みをした者のうち、試験の申込みに必要な個人情報の使用について、あらかじめ承諾をしている者に限り行うことができる。
ア 受験申込みの受付期間及び受付時間

<p>(ア) 受付期間 平成22年4月1日(木)から同月7日(水)まで</p> <p>(イ) 受付時間 受付を開始する日の午前10時から受付を終了する日の午後4時まで</p> <p>イ 受験申込みの方法 財団法人建築技術教育普及センターのホームページ(http://www.jaeic.jp/)において、必要な事項を入力して申し込むこと。</p> <p>(2) 受験申込書による受験申込み</p> <p>ア 受験申込みの受付期間及び受付時間 平成22年4月12日(月)から同月16日(金)までの間の午前10時から午後4時まで受け付ける。 なお、郵送による場合は、平成22年4月16日付けの消印のあるものまで受け付ける。</p> <p>イ 受験申込みの方法</p> <p>(ア) 受験申込書の請求先 高知市本町四丁目2-15 高知県建設会館3階 社団法人高知県建築士会</p> <p>(イ) 受験申込書の提出先 社団法人高知県建築士会に直接提出すること。ただし、やむを得ない事情があるときは、書留速達による郵送でも受け付ける。</p> <p>3 試験の日時及び場所</p> <p>(1) 試験の日時</p> <p>ア 学科の試験 平成22年7月25日(日)午前10時から午後5時10分まで</p> <p>イ 建築設計製図の試験 平成22年10月10日(日)午前11時30分から午後4時まで</p> <p>(2) 試験の場所</p> <p>ア 学科の試験 高知市棧橋通二丁目11-6 高知県立高知工業高等学校</p> <p>イ 建築設計製図の試験 高知市本町四丁目2-15 高知県建設会館4階ホール</p> <p>4 受験手数料 16,900円</p> <p>5 合格者の発表</p> <p>(1) 合格者は、平成22年12月2日(木)(予定)に発表する。また、合格者には合格通知書を送付し、不合格者には不合格の旨及び成績を通知する。</p> <p>(2) 学科の試験の合格者にはその旨を通知し、不合格者には不合格の旨及び成績を通知する。</p> <p>6 その他</p> <p>(1) 建築設計製図の課題は、平成22年6月9日(水)(予定)から財団法人建築技術教育普及センター中国四国支部及</p>	<p>び社団法人高知県建築士会の事務所に掲示するとともに、学科の試験の場所において掲示する。</p> <p>(2) 受験に際し、身体に障害があるため特に何らかの措置を希望する者は、あらかじめ受験申込時にその旨を申し出ること。</p> <p style="text-align: center;">----- 教育委員会規則 -----</p> <p>へき地等学校等を指定する規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成22年3月2日 高知県教育委員会委員長 河田 耕一</p> <p>高知県教育委員会規則第3号 へき地等学校等を指定する規則の一部を改正する規則 へき地等学校等を指定する規則(平成16年高知県教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。 別表を次のように改める。</p>	
---	---	--

別表第1(第2条関係)
へき地学校等

1 級地	2 所在市町村	3 小学校、中学校及び共同調理場	4 指定日	
1級	室戸市	佐喜浜小学校 三高小学校 中川内小学校 佐喜浜中学校 室戸東中学校 中川内中学校 室戸市東部学校給食センター	昭和47年5月1日 平成22年4月1日 昭和34年4月1日 昭和47年5月1日 平成22年4月1日 昭和34年4月1日 昭和49年11月1日	
	安芸市	東川小学校 川北小学校奈比賀分校 東川中学校	昭和47年5月1日 平成17年4月1日 昭和47年5月1日	
	土佐市	北原小学校谷地分校	昭和34年4月1日	
	宿毛市	栄喜小学校 橋上中学校	平成22年4月1日 "	
	土佐清水市	布小学校 足摺岬小学校 松尾小学校 下川口小学校 貝ノ川小学校 布中学校 下川口中学校 貝ノ川中学校	昭和34年4月1日 平成2年1月1日 " " 昭和34年4月1日 " 昭和47年5月1日 昭和34年4月1日	
	四万十市	大用小学校 竹屋敷小学校 川登小学校 津野川小学校 下家地小学校 大用中学校 竹屋敷中学校 大川筋中学校	平成17年4月10日 " " " " " " "	
	安芸郡	東洋町	甲浦小学校 野根小学校 甲浦中学校 野根中学校	平成2年1月1日 " " "

	馬路村	馬路小学校 馬路中学校	昭和34年4月1日 "
長岡郡	大豊町	天坪小学校 東豊永小学校	平成14年1月1日 "
吾川郡	いの町	勝賀瀬小学校 柳瀬小学校 出来地小学校 三水小学校 清水第一小学校 小川小学校	平成16年10月1日 " " " " "
		仁淀川町	池川小学校 名野川小学校 長者小学校 別府小学校 池川中学校 仁淀中学校 仁淀川町学校給食共同調理場
高岡郡	中土佐町	矢井賀小学校 大野見北小学校 大野見小学校 大野見中学校 中土佐町立学校給食センター	平成18年1月1日 " 平成22年4月1日 " "
	越知町	横畠小学校 片岡小学校	平成2年1月1日 昭和34年4月1日
	禰原町	禰原小学校 越知面小学校 禰原中学校 禰原町立学校給食禰原共同調理場	昭和47年5月1日 昭和34年4月1日 昭和46年6月1日 昭和58年4月1日
	津野町	船戸小学校 中央小学校 東津野中学校 津野町立東津野学校給食センター	平成17年2月1日 " " "
	四万十町	米奥小学校 若井川小学校 家地川小学校 興津小学校 大奈路小学校	平成22年4月1日 平成18年3月20日 " 平成22年4月1日 平成18年3月20日

			北ノ川小学校 十川小学校 広井小学校 昭和小学校 興津中学校 大奈路中学校 北ノ川中学校 十川中学校 昭和中学校 四万十町立十和学校給食センター	〃 〃 〃 平成22年4月1日 〃 平成18年3月20日 〃 〃 〃 平成22年4月1日 〃
	幡多郡	黒潮町	拳ノ川小学校 馬荷小学校	平成22年4月1日 平成18年3月20日
2級	安芸市		上尾川小学校 上尾川中学校	昭和34年4月1日 〃
	土佐清水市		立石小学校 宗呂小学校	昭和34年4月1日 平成14年1月1日
	四万十市		常六小学校 片魚小学校 勝間小学校 口屋内小学校 須崎小学校 片魚中学校	平成17年4月10日 〃 〃 〃 〃 〃
	長岡郡	大豊町	立川小学校 西峰小学校 西峰中学校	昭和34年4月1日 平成2年1月1日 〃
	土佐郡	大川村	大川小学校 大川中学校	平成22年4月1日 〃
	吾川郡	いの町	本川小学校 長沢小学校 中追小学校 上東小学校 本川中学校 中追中学校	平成16年10月1日 〃 〃 〃 〃 〃
	高岡郡	越知町	桐見川小学校 黒石小学校	昭和47年5月1日 昭和35年10月1日
		檜原町	四万川小学校	平成2年1月1日

		津野町	郷小学校 白石小学校	平成22年4月1日 〃
		四万十町	志和小学校 打井川小学校	平成18年3月20日 〃
	幡多郡	黒潮町	鈴小学校	平成18年3月20日
3級	安芸市		古井小学校 古井中学校	昭和47年5月1日 〃
	四万十市		奥屋内小学校 藤ノ川小学校 大宮小学校	平成17年4月10日 〃 平成22年4月1日
	安芸郡	馬路村	魚梁瀬小学校 魚梁瀬中学校	平成22年4月1日 〃
	吾川郡	いの町	越裏門小学校 清水第二小学校	平成16年10月1日 〃
	高岡郡	四万十町	下津井小学校	平成18年3月20日
4級	宿毛市		沖の島小学校 沖の島中学校 宿毛市立沖の島学校給食センター	平成16年4月1日 〃 〃

別表第2(第3条関係)
へき地学校に準ずる学校等

所在市町村	小学校、中学校及び共同調理場	指定日
高知市	土佐山中学校	平成22年4月1日
須崎市	浦ノ内小学校	平成22年4月1日
宿毛市	橋上小学校	平成22年4月1日
土佐清水市	下ノ加江小学校 窪津小学校 益野小学校 三崎小学校 足摺岬中学校 三崎中学校	平成22年4月1日 " 平成8年1月1日 平成2年1月1日 平成22年4月1日 "
四万十市	本村小学校	平成22年4月1日
長岡郡	大豊町 大豊小学校	平成14年1月1日
吾川郡	いの町 三瀬中学校	平成16年10月1日
高岡郡	越知町 明治中学校	平成14年1月1日
	津野町 葉山中学校	平成22年4月1日
	四万十町 田野々小学校 大正中学校 四万十町立大正学校給食センター	平成22年4月1日 " "
幡多郡	三原村 三原小学校 三原中学校 三原村学校給食共同調理所	平成22年4月1日 " "
	黒潮町 北郷小学校	平成18年3月20日

別表第3(第4条関係)
特別の地域に所在する学校等

所在市町村	小学校、中学校及び共同調理場	指定日
土佐清水市	中浜小学校	平成22年4月1日
四万十市	西ヶ方小学校 川崎小学校 西土佐中学校	平成22年4月1日 " "
長岡郡	大豊町 穴内小学校 大豊中学校	平成2年1月1日 "
吾川郡	いの町 上八川小学校 吾北中学校	平成22年4月1日 "
	仁淀川町 吾川中学校	平成22年4月1日
幡多郡	大月町 大月小学校 大月中学校	平成22年4月1日 "

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

選挙管理委員会告示

高知県選挙管理委員会告示第6号

平成18年12月高知県選挙管理委員会告示第102号（その病院の長、老人ホームの長、身体障害者支援施設の長及び保護施設の長を不在者投票管理者とする施設の指定）の一部を次のように改正する。

平成22年2月18日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 浅野 正倫

2 老人ホームの表中

特別養護老人ホームウエルプラザやまだ荘	香美市土佐山田町550番地2
---------------------	----------------

を削る。

高知県選挙管理委員会告示第8号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により次のとおり届出があった。

平成22年3月2日

高知県選挙管理委員会委員長 浅野 正倫

その他の政治団体（政党及び国会議員関係政治団体以外の政治団体）

名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
岡崎ゆたか後援会	岡崎 常子	山崎 修一	四万十市平野3491-5	平22・1・6
高瀬満伸後援会	山本 哲資	宮地 章一	高岡郡四万十町香月が丘7-26	平22・1・6
幸福実現党高知朝倉後援会	川口 長子	川口 長子	高知市朝倉丙1678	平22・1・8
幸福実現党高知東部後援会	桃田 妙子	中澤 秀夫	高知市薊野中町14-13	平22・1・8
橋詰毅後援会	桃田 妙子	中澤 秀夫	高知市春野町南ヶ丘五丁目2-16	平22・1・8
浜田ゆうすけ後援会	浜田 裕介	平尾 顕彦	四万十市具同田黒二丁目6-31	平22・1・8
中尾博憲後援会	池本 公夫	伊藤 哲郎	高岡郡四万十町茂串町4-6	平22・1・21
中屋やす	山本 静男	田邊 聖	高岡郡四	平22・1・

し後援会			万十町大正769-1	25
------	--	--	------------	----

高知県選挙管理委員会告示第9号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により次のとおり異動の届出があった。

平成22年3月2日

高知県選挙管理委員会委員長 浅野 正倫

政党（国会議員関係政治団体とみなされる政党以外の政党）

区分	名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
異動前	自由民主党四万十町十和支部	松元 忠重	異動なし	異動なし	平22・1・29
異動後		松元 秀人			

その他の政治団体（政党及び国会議員関係政治団体以外の政治団体）

区分	名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
異動前	江渕土佐生後援会	江渕 和彦	異動なし	異動なし	平22・1・5
異動後		矢野 正洋			
異動前	高知県社会保険労務士政治連盟	異動なし	異動なし	高知市はりまや町一丁目12-13	平22・1・5
異動後				高知市棧橋通二丁目8-20	
異動前	西内はるみ後	異動なし	異動なし	香南市夜須町西山	平22・1・7

	援会			771-1	
異動後				香南市夜須町坪井296	
異動前	久保直和後援会	松岡 勇	異動なし	異動なし	平22・1・8
異動後		坂本 輝男			
異動前	桃田妙子後援会	門田 徹也	荒尾 哲夫	高知市中宝永町4-13	平22・1・8
異動後	幸福実現党高知後援会	桃田 妙子	中澤 秀夫	高知市薊野中町14-13	
異動前	高知ビルメンテナンス政治連盟	異動なし	異動なし	高知市北本町二丁目8-21	平22・1・14
異動後				高知市南はりまや町二丁目3-10	
異動前	北村たけゆき後援会	松本 耕一	尾川 誠	須崎市青木町5-17	平22・1・14
異動後	幸福実現党高知西部後援会	山下 まき	山下 まき	高知市神田1433-5	
異動前	義魂塾	異動なし	前田 良浩	異動なし	平22・1・18
異動後			大和 良浩		

異動前	安岡雅徳後援会	異動なし	安岡 是計	異動なし	平22・1・21
異動後			安岡 寿美恵		
異動前	岡崎ゆたか後援会	異動なし	異動なし	異動なし	平22・1・27
異動後	ゴリ(岡崎ゆたか)後援会				
異動前	宮本ひろゆき後援会	伊与田之夫	異動なし	異動なし	平22・1・28
異動後		田辺 伝			

高知県選挙管理委員会告示第10号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号。以下「法」という。)第7条第1項の規定により次のとおり異動の届出があった。

平成22年3月2日

高知県選挙管理委員会委員長 浅野 正倫

法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体とみなされる政党

名称	異動事項	異動前	異動後	届出年月日
自由民主党高知県参議院選挙区第一支部	主たる事務所の所在地	高知市升形1-21	高知市比島町四丁目1-40	平22・1・18

法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体

名称	異動事項	異動前	異動後	届出年月日
幸福実現党高知県本部	主たる事務所の所在地	高知市中宝永町4-13	高知市薊野中町14-13	平22・1・8
	代表者氏名	桃田 妙子	東條 幸紀	
	会計責任者氏名	荒尾 哲夫	中澤 秀夫	
	国会議員関係政治団体の区分	法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体	国会議員関係政治団体以外の政治団体	

高知県選挙管理委員会告示第11号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により次のとおり解散の届出があった。

平成22年3月2日

高知県選挙管理委員会委員長 浅野 正倫

政党

名称	主たる事務所の所在地	代表者氏名	政治団体でなくなった理由	届出年月日
自由民主党高知内航海運支部	高知市棧橋通五丁目5-4	岡田 俊夫	解散	平22・1・8

その他の政治団体

名称	主たる事務所の所在地	代表者氏名	政治団体でなくなった理由	届出年月日
青木茂後援会	高岡郡佐川町加茂3341	山中 重治	解散	平22・1・13
元気アップ高知草の根会	高知市みづき二丁目702	関谷 美樹	解散	平22・1・15
せきや徳後援会	高知市みづき二丁目702	高橋 次郎	解散	平22・1・15
市川しげよし後援会	高岡郡四万十町仁井田359-1	吉村 武峯	解散	平22・1・19
桑名まさひろ後援会	安芸郡田野町377-1	川村 博	解散	平22・1・25
高橋ぎこう後援会	高知市春野町芳原825-9	高橋 正一	解散	平22・1・25
濱田正志後援会	南国市後免町一丁目5-20	島本 理夫	解散	平22・1・25

渡辺良彦後援会	香美市土佐山田町繁藤801-3	渡辺 良彦	解散	平22・1・25
谷本良彦後援会	高岡郡日高村本郷255-3	杉本 徳男	解散	平22・1・26